

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前		改定後	
感染症補償特約		感染症補償特約	
第1条（用語の定義）		第1条（用語の定義）	
この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。		この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。	
（略）		（略）	
③	事故	③	事故
	<p>次の<u>ア.またはイ.</u>に該当することをいいます。</p> <p>ア. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染されたことによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p>イ. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがあることによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p>		<p>次の<u>いずれか</u>に該当することをいいます。<u>ただし、別表⑱に規定する感染症について、次のいずれかのうち複数に該当する場合は、最初に発生したものをいいます。</u></p> <p>ア. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染されたことによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p>イ. 保険の対象が別表に規定する感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがあることによって、その保険の対象について、被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対して消毒その他の措置がなされたこと。</p> <p><u>ウ. 別表⑱に規定する感染症に罹患した者(*1)が第3条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が認識したこと。ただし、その保険の対象について消毒(*2)がなされた場合に限り、</u></p> <p><u>(*1) 医師により陽性診断された者をいい、第3条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。</u></p> <p><u>(*2) 必要かつ有益なものに限ります。</u></p>

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前		改定後			
④	保険金支払対象期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、<u>保険金</u>の種類ごとに、それぞれ次のア.またはイ.に規定する期間をいいます。</p> <p><u>ア.</u> 損害保険金および営業継続費用保険金（感染症用） 次の<u>（ア）</u>から<u>（イ）</u>までの期間とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき、15日間を超えないものとします。</p> <p><u>（ア）</u> 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p><u>（イ）</u> 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日</p> <p><u>イ.</u> 感染症対策費用保険金 次の<u>（ア）</u>から<u>（イ）</u>までの期間とします。</p> <p><u>（ア）</u> 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p><u>（イ）</u> 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日から起算して30日を経過した日</p>	④	保険金支払対象期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、<u>第1条（用語の定義）③に規定する事故</u>の種類ごとに、それぞれ次に規定する期間をいいます。</p> <p><u>ア.</u> <u>第1条③ア.またはイ.に規定する事故</u> <u>（ア）</u> 損害保険金および営業継続費用保険金（感染症用） 次の<u>a.</u>から<u>b.</u>までの期間とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき、15日間を超えないものとします。</p> <p><u>a.</u> 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p><u>b.</u> 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日</p> <p><u>（イ）</u> 感染症対策費用保険金 次の<u>a.</u>から<u>b.</u>までの期間とします。</p> <p><u>a.</u> 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日</p> <p><u>b.</u> 被保険者または保険の対象の所有者、管理者等に対してなされた消毒その他の措置への対応が完了した日から起算して30日を経過した日</p> <p><u>イ.</u> <u>第1条③ウ.に規定する事故</u> <u>（ア）</u> <u>損害保険金および営業継続費用保険金（感染症用）</u> <u>次のa.からb.までの期間とします。ただし、いかなる場合も1回の事故につき、15日間を超えないものとします。</u></p> <p><u>a.</u> <u>別表⑨に規定する感染症に罹患した者（*1）が第3条（保険の対象）（1）①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した日</u></p> <p><u>b.</u> <u>第3条（1）①に規定する保険の対象の消毒（*2）が完了した日</u></p> <p><u>（イ）</u> 感染症対策費用保険金</p>

超ビジネス保険（感染症補償特約）

改定前			改定後		
					<p><u>次の a. から b. までの期間とします。</u></p> <p>a. <u>別表⑨に規定する感染症に罹患した者(*1)が第3条(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した事実を被保険者が最初に認識した日</u></p> <p>b. <u>第3条(1)①に規定する保険の対象の消毒(*2)が完了した日から起算して30日を経過した日</u></p> <p>(*1) <u>医師により陽性診断された者をいい、第3条(保険の対象)(1)①に規定する保険の対象に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。</u></p> <p>(*2) <u>必要かつ有益なものに限ります。</u></p>
(略)			(略)		